

川口市自動体外式除細動器(AED)貸出要領

川口市保健部保健総務課

川口市自動体外式除細動器(AED)貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、川口市の有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管課)

第2条 AEDの貸出し等に係る手続きは、川口市保健部保健総務課にて行うものとする。

(貸出対象)

第3条 AEDを借り受けることのできる者は、市内に住所を有する者が中心となって組織する団体（市内に事業所を有する団体を含む。）で、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 川口市が主催、共催、後援又は協賛する行事
- (2) 市民が主催する営利を目的としない行事
- (3) その他市長が特に認めた場合

(貸出要件)

第4条 AEDの貸出しにあたっては、医療従事者又は普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した者を行事等の期間を通じて会場に配備しなければならない。

(貸出申請)

第5条 市長は、AEDの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の3ヶ月前から2週間前までに、様式第1号の申請書を市長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認められる場合は、貸出しを受けようとする期間の1週間前までに、様式第2号の通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、

川口市保健部保健総務課においてAEDの貸出しを受けることとする。

（貸出期間）

第7条 AEDの貸出期間は、原則として、行事等が開催される期間及びその前後の期間とし、貸出日から7日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長し、又は短縮することができる。

（経費負担）

第8条 AEDの貸出料は、無償とし、貸出期間中におけるAEDの運搬、保管管理等に要する経費は使用者が負担するものとする。ただし、AEDを心肺停止者に対して使用した際における電極パッド及び救急セット等の消耗品に係る経費は川口市がこれを負担する。

（貸出中の管理）

第9条 使用者は、AEDを常に良好な状態で保管することに努める。その他第6条第1項に規定する通知書の留意事項を遵守しなければならない。

2 使用者は、AEDを処分し、又は目的以外に使用してはならない。

3 使用者は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

（返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者からAEDを返還させることができる。

(1) 使用者が、当該AEDを必要としなくなったとき

(2) 使用者に、虚偽の申請があったとき

(3) 第4条の要件を満たさなくなったと認められるとき

(4) 第9条の規定に違反したと認められるとき

(5) その他、市長が特に必要と認めるとき

（使用報告）

第11条 使用者は、AEDを使用したときは、当該AEDを返却する際に、様式第3号の報告書を市長に提出しなければならない。

(免責)

第 12 条 市長は、A E D の使用により生じた事故又は貸出期間中の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(事故報告)

第 13 条 使用者は、A E D を紛失し、又は破損等させた場合には、様式第 4 号の報告書を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者が故意又は過失により A E D を紛失し、又は破損等させた場合には、現品又は相当と認める金額をもって賠償するものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、A E D の貸出しに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

川口市自動体外式除細動器（A E D）貸出申請書

年 月 日

（あて先）川口市長

申 請 者（団体・代表者名等）

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

川口市自動体外式除細動器（A E D）貸出要領第 5 条の規定により、下記のとおり A E D の借用を申請します。

なお、借用する A E D の取り扱いについては、川口市自動体外式除細動器（A E D）貸出要領を遵守します。

記

行 事 等 の 名 称		
行 事 等 の 主 催 者		
開 催 期 間		年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所	名 称	
	所在地	
行 事 内 容		
参 加 予 定 者 数		名
資格者	氏 名	
	資 格	医療従事者（ ）・ 救命講習会修了者 その他（ ）
借 用 希 望 日		年 月 日（ ） 時
返 却 希 望 日		年 月 日（ ） 時
借 受 者 名		
返 却 者 名		

管理番号 ※

管理番号の欄は記入不要です。

年 月 日

申請者 様

川口市長

川口市自動体外式除細動器（AED）貸出承認通知書

年 月 日付けで申請のあったAEDの貸出しについては、下記のとおり貸出しを承認します。

記

1 貸出機器等

貸出機器	
行事等の名称	
貸出日	年 月 日（ ） 時
返却日	年 月 日（ ） 時
備考	

2 留意事項

- (1) AEDの引き渡しを受ける際及び返却の際は、本貸出承認通知書を保健総務課に提示してください。
- (2) AEDが使用可能な状態になっているか確認をしてください。
- (3) AEDは、落としたりしないよう大切に扱ってください。
- (4) 電極パッドは、実際にAEDを用いて除細動を行う以外は開封しないでください。
- (5) 行事等開催中は、救命講習会修了者等が必ず常駐してください。
- (6) AEDを使用した場合は、「川口市自動体外式除細動器（AED）使用報告書」（様式第3号）により報告してください。
- (7) AEDを紛失し、又は破損等させた場合には、「川口市自動体外式除細動器（AED）紛失・破損等報告書」（様式第4号）により報告してください。
- (8) その他「取扱説明書」及び「川口市自動体外式除細動器（AED）貸出要領」に基づき、適正に管理等してください。

管理番号	※
------	---

管理番号の欄は記入不要です。

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者(団体・代表者名等)

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

川口市自動体外式除細動器(AED)使用報告書

年 月 日付けで貸出しの承認を受けたAEDを使用したので、川口市自動体外式除細動器(AED)貸出要領第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

行事等の名称	
AED使用場所	行事の会場内 ・ 行事の会場外 その他() ※ 該当に○印等で記入してください。
使用日時	年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分頃
AEDを操作した人	主催者(スタッフ等含む) ・ 参加者 ・ 医師・歯科医師 保健師 ・ 消防士 ・ 救命講習会修了者 その他() ※ 該当に○印等で記入してください。
AEDの使用を受けた人	参加者 ・ 主催者(スタッフなど) その他() ※ 該当に○印等で記入してください。
AED使用時の状況等	○だれが、どこで、どのような状態となり ○だれが、心臓マッサージ、人工呼吸、AEDなどの措置をし ○だれが、119番通報などし、医療機関に搬送などしたか可能な範囲でご記入ください。 ※ 上記内容を参考にして記入してください。
備考	

管理番号 ※

管理番号の欄は記入不要です。

年 月 日

(あて先) 川口市長

申 請 者 (団体・代表者名等)

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

川口市自動体外式除細動器 (A E D) 紛失・破損等報告書

年 月 日付けで貸出しの承認を受けた A E D を紛失・破損等したので、
川口市自動体外式除細動器 (A E D) 貸出要領第 1 3 条の規定により、下記の
とおり報告します。

記

行 事 等 の 名 称	
故障・紛失の種別	故障 ・ 破 損 ・ 紛 失 (該当に○印してください)
A E D 使用時の状況等	○「故障」の場合は、どのような場所(高温多湿等)で管理し、どのような時に故障が確認されたかご記入ください。 ○「破損」の場合は、どのような場所で管理し、どのような取り扱い(A E D を落とした、壁等にぶつけた、水がかかったなど)をした際に破損したのかご記入ください。 ○「紛失」の場合は、だれがどのような保管管理していたか、紛失時の状況等をご記入ください。 ※ 上記内容を参考にして記入してください。
備 考	

管理番号 ※

管理番号の欄は記入不要です。